

認知症高齢者による鉄道事故における家族の監督責任

— JR 東海事件の最高裁判所判決の評価と課題 —

The responsibility of family in the railroad accident of the cognitive impairment

松倉 聡史

名寄市立大学保健福祉学部社会福祉学科 教授

【要約】

本件は、平成 19 年 12 月 7 日に愛知県の東海道本線で認知症高齢者の男性(当時 91 歳、要介護 4)が徘徊中に駅構内に立ち入り、列車に衝突して死亡したことによる列車 20 本の遅延による損害額約 720 万円を、J R 東海が家族に請求した事案である。最高裁第三小法廷平成 28 年 3 月 1 日判決は、原判決(名古屋高裁平成 26 年 4 月 24 判決)を破棄自判とする逆転判決として、妻および長男にも民法 714 条の法定監督義務者該当性を明確に否定した。認知症介護の実態を重くみた最高裁判決として、多くのマスコミ報道で高く評価されている。家族であるだけでは監督義務者に当たらず、監督義務者に準ずる者も総合的な判断基準を採用したことで評価できるが、認知症で責任無能力者の行為の賠償責任の主体が客観的に定まらず、多様な被害者の状況に応じた損害賠償のあり方および損害保険のニーズの拡大といった社会全体で議論する必要性が迫られているといえる。

Keywords 認知症高齢者、家族、責任無能力者の法定監督義務者、代位責任、被害回復

【事実の概要】

1 平成19年12月7日、愛知県の東海道本線共和駅で認知症高齢者の男性A（当時91、要介護4）が徘徊中に駅構内に立ち入り、列車に衝突し、死亡した。鉄道会社X（JR東海）は列車20本の遅延によって被った損害（約720万円）を認知症の男性Aの妻Y1（当時85歳で要介護1）とAの長男Y2、次男Y3、次女Y4、三女Y5に対し、①Aが責任能力を欠く場合は、民法709条または714条に基づき、②Aが責任能力がある場合は、民法709条に基づく賠償義務を相続したとして、損害賠償を請求した事件である。

2 AおよびY1夫婦の4人の子どものうち、Y2およびその妻Bは愛知県下のA宅から横浜市に転居し、他の子らも独立して生活している。Aは平成19年には要介護4（5が最も重度）の認定を受けた。Y2の妻Bは、平成14年から単身でA宅の近隣に転居して、Y1によるAの介護を補助した。Y1はY2、Bらの了解を得てAの介護に当たっていたものの本件事故当時85歳で要介護1の認定を受けており、Aの介護もBの補助を受けていた。Y2はAが認知症を発症したあとも横浜市に居住し、本件事故当時は1か月に3回程度、週末にA宅を訪ねていた。Aは、本件事故当日の午後4時30分頃にサービス施設から帰宅し、Y1およびBと事務所で一緒に過ごしていたが、Bが玄関先でAの排尿の片付けをし、Y1がまどろんでいた一瞬の隙に、事務所の出入り口（センサー付きチャイムの電源が以前から切られていた）から一人で外出した。Aは自宅のすぐ近くにある駅から列車に乗り、一駅先の共和駅で降り、ホーム下の線路に降りて、午後5時47分頃、本件事故が発生した。Aは本件事故当時、責任弁識能力がなかった。

3 第1審（名古屋地方裁判所判例平成25年8月9日）では、Aの責任能力を否定したうえで、Aの配偶者であるY1には具体的な危険性を予見できたとして民法709条に基づく責任を認めるとともに、長男Y2にも「事実上の監督義務者であった」として、事務所センサーの電源を切っていたことや、介護施設・ホームヘルパーを利用しなかったことなどから、民法714条の責任を認め、約720万円全額の賠償を認容した。

この判決は認知症介護が社会問題化するなかで反響を呼び、マスコミで大きく報道されて、注目された。

Y1およびY2が控訴した。第2審（名古屋高等裁判所判例平成26年4月24日）では、夫婦間の協力扶助義務（民法752条）などを理由に、配偶者であるY1が法定義務者であるとし、事務所センサーの電源が切っていたことから、民法714条による責任を認め、「損害の公平の分担の精神」に基づき、5割を減額して約360万円の賠償を認容した。Y2については法定監督義務者に当たらず、民法709条による責任も認められないとした。

XとY1の双方が上告を申立てた。

【最高裁第三小法廷平成28年3月1日判決】

Xの上告棄却。原判決のY1敗訴部分を破棄自判（Xの請求を棄却）。

民法714条は「責任無能力者を監督する法定の義務を負う者は、その責任無能力者が第三者に加えた損害を賠償する責任を負う」と定めている。ここで規定する「責任無能力者を監督する法定の義務を負う者」のうち、「精神上の障害による責任無能力者について監督義務が法定されていたものとしては、平成11年・改正前の(精神保健福祉法)22条1項により精神障害者に対する自傷他害防止監督義務が定められていた保護者や、平成11年・改正前の民法858条1項により禁治産者に対する療養看護が定められていた後見

人が挙げられる」。しかし、「自傷他害防止監督義務は、上記平成 11 年（改正）により廃止され」（保護者制度そのものが平成 25 年度改正によって廃止された）、「療養看護義務は上記平成 11 年・改正後の民法 858 条において成年後見人がその事務を行うに当たっては成年被後見人の心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない旨のいわゆる身上配慮義務に改められ」、この義務は「成年後見人の権限等に照らすと、成年後見人が契約等の法律行為を行う際に成年後見人の身上について配慮すべきことを求めるのであって、・・・事実行為として成年後見人の現実の介護を行うことや成年被後見人の行動を監督することを求めるものと解することはできず、平成 19 年当時、「保護者や成年後見人であることだけでは直ちに法定の監督義務者に該当するということができない」。

妻が男性を「監督する法定の義務を負う者」に当たるとすることはできない。長男も法定の義務を負う者」に当たるとする法令上の根拠もない。

もっとも、法定の義務監督者に該当しない者でも、責任無能力者との身分関係や日常生活の接触状況に照らし、第三者に対する加害行為の防止に向けて責任無能力者の監督を現に行い、その態様が単なる事実上の監督を超えているなど、監督義務を引き受けたみるべき特段の事情が認められる場合は、衡平の見地から法定の監督義務を負う者と同視し、その者に民法 714 条に基づく損害賠償責任を問うことができるとするのが相当である。このような者には同条第 1 項が類推適用されると解すべきである。

その上で、精神障害者に関し、法定の監督義務者に準すべき者に当たるか否かは、その者、その者自身の生活状況や身心の状況などとともに、①精神障害者との親族関係の有無・濃淡、②同居の有無、その他の日常的な接触の程度、③精神障害者の財産管理への関与の状況、④精神障害者の財産の身心状況や日常生活における問題行動の有無・内容、⑤これらに対応して行われる監護や介護の実態などを総合考慮し、その者が精神障害者を現に監督しているか、あるいは監督することが可能かつ容易であるかなど、精神障害者の行為に係る責任を問うのが相当といえる客観的状況が認められるか否かという観点から判断すべきである。

男性の妻は長男の了解を得て男性の介護に当たっていたが、本件事故当時は 85 歳で、左右下肢にまひ拘縮があり、要介護 1 の認定を受け、男性の妻の補助を受けて行っていた。

長男自身は横浜に居住して、東京都内に勤務していた。長男は本件事故まで 20 年以上も男性と同居しておらず、事故直前でも 1 か月に 3 回程度、週末に男性自宅を訪ねていたにすぎない。長男は、第三者に対する加害行為を防止するために男性を監督することが可能な状況にあったとはいえ、その監督を引き受けていたとみるべき特段の事情があったとはいえない。したがって、長男も法定の監督義務者に準すべき者に当たるとはいえない。

妻の損害賠償を肯定した二審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反があり、破棄を免れない。原告の請求を棄却する。長男の賠償責任を否定した二審の判断は是認でき、原告の上告は棄却すべきである。

【木内道祥裁判官の補足意見】 責任能力のない人に賠償責任を負わさない制度は、本人が債務を負わされないことだけでなく、本人が行動制限をされないことが重要だ。監督者が責任を問われるとなると、監督者に本人の行動制限をする動機付けが生じる。監督義務者に準ずるかの判断では、本人保護の観点も必要だ。

【岡部喜代子裁判官の意見】 長男には外出願望が強いことを知って徘徊による事故を

防止する必要を認め、自身の妻が男性の外出に付き添う方法を了承。施錠、センサー設置など、監督義務者を引き受けたといえる。

長男は、週 6 回のデイサービスの利用並びに男性の妻と自身の妻の現実の見守りと付き添いという体制を組むことで、男性の徘徊を防止するための義務を履行していたといえる。長男が採った徘徊防止体制は一般人を基準とすれば相当で、法定監督義務者に準ずべき者としての義務を怠っていなかったといえる。

【大谷剛彦裁判官の意見】 長男こそが介護体制の構築等について中心的な立場にあり、成年後見人に選任されてしかるべき者として、法定の監督義務者に準ずべき者にあたると認められる。

二審は、事務所出入り口のセンサー付きチャイムの電源が入っていなかった点を監督体制の不備として指摘するが、チャイムは事務所の出入り客を把握するためのもので、介護、監督体制の欠陥とみるのは相当ではない。

高齢者の認知症による責任無能力者の場合、対被害者との関係でも賠償義務を負う責任主体はなるべく一義的、客観的に決められるべきである。一方、責任の範囲は、責任者が法の要請する責任無能力者の意思を尊重し、その心身の状態と生活の状況に配慮した注意義務をもってその責任を果たしていれば、免責の範囲を適用されるべきで、そのことを社会も受け入れることで調整が図られるべきだ。

【評 論】最高裁の判決は、社会の高齢化が進み、家族が重い負担を強いられる現場の現状に即した判断であるとして、多くのマスコミ報道においても高い評価をもって受け入れられたといえるであろう（例えば、平成 28 年 3 月 2 日朝日新聞朝刊 1 面の解説欄、同日の日本経済新聞社説「認知症介護の実態を重くみた最高裁判決」など）。認知症患者の症状は多岐にわたるが、中でも家族らの負担が大きいのが徘徊であり、警察庁に届け出があった不明者は 2014 年に 1 万人を越え、事故が起きた際の家族の責任は重大であり、24 時間目を離さずにいることは不可能であるといわれる。本事件の第一審判決では妻の責任は「目を離した過失があった」として責任ありとし、長男にも「監督義務があった」として責任ありとされ、総額約 720 万円の賠償を認め、第二審でも妻には「監督義務があった」として責任ありとされ、長男には「監督義務はなかった」として責任なしとし、妻に衡平の観点から約 360 万円の賠償あるとの判決が下された。最高裁判決では妻も長男も「同居の配偶者や成年後見人というだけで自動的に監督義務者に当たるとはいえない」として、二審の判決を明確に否定する逆転勝訴となった。在宅介護への「本当の救い」となったとし、認知症高齢者を介護する家族の団体もこの判決を歓迎し、「家族は徘徊を防ぎきれないし、鉄道会社も事故を完全に防ぎきれない」とし、「介護に関わる家族らはみんなうれしいはず」とのコメントもある（「認知症の人と家族の会」平成 28 年 3 月 2 日読売新聞朝刊）。国内の認知症高齢者は現在 520 万人で、2025 年には 700 万人に増加すると見込まれており、今回の判決に基づけば、多くの家族は賠償責任を負わないことになり、さまざまな人が介護に参加して負担を分け合う在宅介護の方向に向かうのではないかとの指摘もなされている（前掲読売新聞 1 面）。

国土交通省によると、認知症とみられる人が線路に立ち入り、はねられるなどした事故は 2014 年度に 29 件起き、このうち 22 件が死亡事故だとされている。事故があった場合、JR 東海や近畿日本鉄道は認知症の人が起こしたかどうかを問わず、原則、賠償を請求し

ている。JR東日本や小田急電鉄、京王電鉄などは「事故原因などを考慮して請求する」としていた。今後、家族への賠償請求がなされても最高裁判決の判断に基づき、「全く責任を問わないとなると家族側が事故防止の努力を怠る恐れもある」（戸崎肇・早稲田大学教授、交通政策論、前掲読売新聞）という懸念も生じうるかもしれない。

本件を検討する前に、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」（以下、「精神保健福祉法」という）と本件との関係を整理する。本件事件当時、同法には①後見人・保佐人、②配偶者、③親権者の順で、当然に精神障害者の「保護者」とされる制度があり（旧20条2項）が、保護者の「自傷他害防止監督義務」は平成11年度ですでに削除され、「精神障害者の治療および財産上の利益保護等に関する義務」のみが残っていた。その後、平成25年度改正で保護制度は廃止されている。一方、成年後見制度についても、平成11年の民法改正で、配偶者が当然に成年後見人になる制度が廃止されるとともに、従前の療養看護義務が身上配慮義務（民法858条）に変更されて、その対象が「生活、療養看護及び財産の管理に関する事務」（法律行為が主）に限定されたことに注目する必要がある。本件、第一審、二審判決が、成年後見人が民法714条の法定監督義務者に該当することを当然の前提にしているが、平成11年の上記二法の改正後の規定からは明確な解釈が導かれない可能性があり、最高裁判決の動向が注目されたのである。

したがって、最高裁判決の法律的な焦点として、①平成11年改正後の精神保健福祉法における「保護者」、②同年の民法改正後の成年後見人および、③配偶者についても、いずれも民法714条の法定監督義務者該当性を否定する最高裁判所の初めての判断を示すものとして、また④「法定の監督義務に準ずる者」について、立ち入った判断を初めて示した点においても画期的な判決として注目されてよいだろう。

本件の最高裁判決における①法定監督義務者の該当性に関する判断としては、「妻が男性を『監督する法定の義務を負う者』に当たるとすることはできない。長男も法定の義務監督者に当たるとする法令上の根拠はない」と明確な判断を下した。さらに②「法定の監督義務に準ずる者」としては、責任無能力者との関係や日常生活の接触の状況に照らし、第三者に対する加害行為の防止に向けて責任無能力者の監督を現に行い、その対応が単なる事実上の監督を超えているなど、監督義務を引き受けたとみるべき特段の事情が認められる場合は、衡平の見地から法定の監督義務を負う者と同視し、民法714条にもとづく損害賠償を問うべきことができるとするのが相当である」とする総合的な考慮によって判断されるべきとした。このような法定の監督義務者に準ずべき者には民法714条1項が類推適用されると解すべきとした。

そもそも民法714条は、他人に損害を加えた者（加害者）が責任無能力である場合において、加害者に対して法定の監督義務を負う者（1項）及び監督義務者に代わって監督する者（2項）が、民法709条よりも重い責任を負うことを定めている。法的監督義務者の類型としては①未成年者の責任無能力者の法定監督義務者と②精神障害による責任無能力者の法定監督義務者、③代理監督者が考えられる。

また、監督義務者の損害賠償義務については責任無能力者に加害行為があった場合には監督上の過失が事実上推定されるとする従来 of 学説があった。つまり、第一審判決にも示されているように「民法714条の規定は、賠償責任を責任無能力者については否定することの代償または補充として、責任無能力者の監督義務者等に賠償責任を認めることで、被

害者の保護及び救済を図ろうとするものであり、監督上の過失を賠償責任の根拠とする点において過失責任主義の原理になお依拠しているものの、監督義務上の過失の不存在等立証責任を監督義務者等に負担させるとともに、監督上の過失について、責任無能力者の生活全般に対する一般的な監督義務上の過失で足りるとする点で無過失責任主義的な側面を強く有する規定である」と解されてきた。したがって、監督義務者の責任は責任無能力者に代わって賠償責任を負わせる代位責任と解され、容易に民法 714 条但し書きの免責規定が適用されることはなかった。

今回の最高裁判決に多少なりとも影響を与えていると解される「サッカーボール事件」最高裁平成 27 年 4 月 9 日判決（民集 69 卷 3 号 4 5 5 頁）がある。事実概要は、11 歳の子どもが校庭に設定されたサッカーゴールに向けてフリーキックの練習をした際、ボールが門の上を越えて道路に転がり、自動二輪車で進行してきた当時 85 歳の男性が転倒し、右下腿を骨折し、その後肺炎により死亡したものである。最高裁は責任能力のない 11 歳の未成年者の行為によって生じた人身損害について、その親権者の監督者責任者の成立を認めながらも、当該行為について具体的に予見可能性であるなどの特段の事情がないかぎり、監督義務懈怠がないこと（民法 714 条但し書きの免責規定）の理由により責任を否定した初めてのケースとして注目された。

本件の最高裁判決においては、妻と長男において法定監督義務者該当性を否定し、総合的な判断基準によっても、法定監督義務者に準ずる者にも該当しないとした。本判決は民法 714 条の免責規定を適用したケースではないが、家族であるというだけでは監督義務者に当たらないとする限定的な解釈を採用し、責任無能力者の行為を身近な家族に代位責任を負わせるという従来の解釈を変更する道は開かれていたとする共通理解が成り立つであろう。

残る課題は、いったいどのようなケースに誰が法定監督義務者または法定監督義務者に準ずる者であるかといった責任主体が見えにくくなったことであり、さらに被害者が大企業等ではなく、被害者の賠償や救済が必要な場合の被害回復に課題があるということである。

その点、大谷裁判官の意見は「認知症で責任能力のない高齢者の場合、誰が賠償責任を負うかはなるべく客観的に決められるべきだ」とし、「責任の範囲については、その責任を負う者が法の意思を尊重し、注意義務をもって責任を果たしていれば、免責の範囲を広げて適用されるべきで、そのことを社会も受け入れることで調整が図られるべきだ」とし、傾聴に値する。つまり、前掲のサッカーボール事件のように監督義務者をできるだけ明確に定めるとともに免責規定の適用範囲の拡大によって介護家族への配慮と、被害回復のバランスを図ろうとしたものと考えられ、今後の議論の参考になろう。

また、被害回復の課題については認知症事故に関する損害保険のニーズの拡大とともに家族の誰がカバーすべきなのかといった課題を社会全体で議論する必要に迫られているといえるだろう。

参考文献 前田陽一、私法判例マックス no54、日本評論社 2017. 2. 25、46 頁

学科紀要編集規程・投稿規程・執筆要領

編集規程

1. (名称) 本誌を本学社会福祉学科の機関誌『名寄市立大学社会福祉学科研究紀要』と称する。
2. (目的) 本誌を原則として本学科所属教員の社会福祉に関わる研究の発表にあてる。
3. (発行) 本誌を原則として1年に1号発行するものとする。
4. (投稿規程) 原稿の投稿は所定の規程に従い行う。
5. (編集) 本誌の編集は編集委員会が行う。
6. (掲載) 原稿の掲載は編集委員会が決定する。
7. (事務局) 編集委員会事務局は、編集委員会委員長の所属機関におく。

投稿規程

1. 投稿者は、本学科教員であることとする(共同研究者はその限りではない。本学科学生が投稿する場合は、卒業研究担当教員が筆頭であること)。
2. 論文、研究ノート、調査報告、実践報告、資料解題、書評を、本学科教員が自由に投稿することを原則とする。
3. 投稿する原稿は、未発表のものに限る。
4. 投稿の締め切りは、原則毎年2月中旬とする。
5. 印刷した原稿とCD-R、USB等の保存媒体を、本学科研究紀要編集委員会事務局に提出する。
6. 投稿論文の掲載の可否は、審査の上、編集委員会が決定する。
7. 投稿された原稿および提出媒体は返却しない。2年間保存の上、廃棄する。
8. 投稿論文の審査結果に不満がある場合は、編集委員会に文章で申し立てすることができる。また、その他に編集委員会の対応に不服がある場合も、編集委員会に申し立てすることができる。
9. 本規程の改廃は、編集員会で検討し本学科会議の承認を経て行う。

執筆要領

1. 投稿者は、本学科教員であることとする(共同研究者はその限りではない。本学科学生が投稿する場合は、卒業研究担当教員が筆頭であること)。
2. 本誌には、特集、論文、研究ノート、調査報告、実践報告、資料解題、書評、研究動向等の欄(区分)を設けるが、原則として本学科教員が自由に投稿するものとする。
3. 投稿する原稿は未発表のものに限る。
4. 投稿原稿の分量は、図表、注、引用・参考文献を含めてA4版用紙12頁以内とする(1頁1,600字、40字×40行)。ただし、やむなくこれを超過する場合は、上限14頁を厳守する。
5. 投稿の締め切りは、原則毎年2月中旬とする。
6. 投稿論文の掲載の可否の結果は、編集委員会から投稿者に通知する。
7. 投稿原稿の執筆にあたっての留意事項

- ・原則としてワープロまたはパソコンで作成し、縦置A4版用紙に横書き1,600字(40字×40行、余白は上下左右とも3cm)で印字した原稿3部と、そのファイルを保存した媒体(CD-R、USB等)を提出する。
- ・投稿に際しては、印字した原稿に3枚の表紙をつけ、本文にはタイトル(論文の場合は英文タイトルを併記)のみを記載し、所属、氏名を記載しないこと。
- ・表紙の1枚目には、(1)タイトル、(2)原稿の種類、(3)所属、氏名(連名の場合は全員)、(4)連絡先を記入する。原稿の種類は、(1)論文、(2)研究ノート、(3)調査報告、(4)実践報告、(5)資料解題、(6)書評で、この中から投稿者が選択する。なお、読者からの問い合わせを可能にするため、掲載時には原則として連絡先(住所または電子メールアドレス)も掲載するが、希望しない場合はその旨を明記すること。
- ・表紙の2枚目には、和文抄録(400字以内)とキーワード(5語以内)を記載する(無記名)。
- ・掲載決定通知後の最終原稿は、次のとおり作成する。
 - (1) 本文・注・引用文献は、ワードかテキスト形式で保存したファイル(添付ファイル送付可)および、縦置A4版用紙に編集委員会が指定した様式(2段組みになる可能性あり)で印字した原稿を1部提出する。
 - (2) 図表は、本文とは別に1葉ごとにA4版にコピーして提出する。提出原稿には当該図表を貼り付け、挿入箇所と必要スペースを明示しておく。なお、特別な作図などが必要な場合には自己負担を求めることがある。
- 8. 文章の形式は、口語体、常用漢字を用いた新かなづかいを原則とする。
- 9. 投稿原稿に利用したデータや事例が研究倫理上の配慮を必要とする場合は、必要とされる手続きを経ていることを本文または注に明記する。